

教小中第1116-2号
令和2年4月28日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

市町村立学校園における臨時休業等の措置について（通知）

標記につきましては、令和2年4月7日付け教小中第1116号により通知したところですが、臨時休業の期間のみ改めて、下記のとおり変更いたします。その他の留意事項については、教小中第1116号のとおりです。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

1. 5月7日（木）から5月10日（日）までの間、引き続き、幼稚園、幼稚園型認定こども園（1号子どもに限る）、小学校、中学校等の全校を臨時休業とする

なお、5月11日以降の対応については、改めて通知します。

【参考】 令和2年4月7日付け教小中第1116号「市町村立学校園における臨時休業等の措置について」より

1. 4月8日（水）から5月6日（水）までの間、幼稚園、幼稚園型認定こども園（1号子どもに限る）、小学校、中学校等の全校を臨時休業とする
2. 4月8日（水）以降の入学式等は延期する
3. 登校日は、当面の間実施しない

《本件連絡先》

大阪府教育庁

小中学校課 学事グループ 河合・辻尾

TEL 06-6944-6886